

ロゴマークについて

1. 個別ロゴマークに関する規定

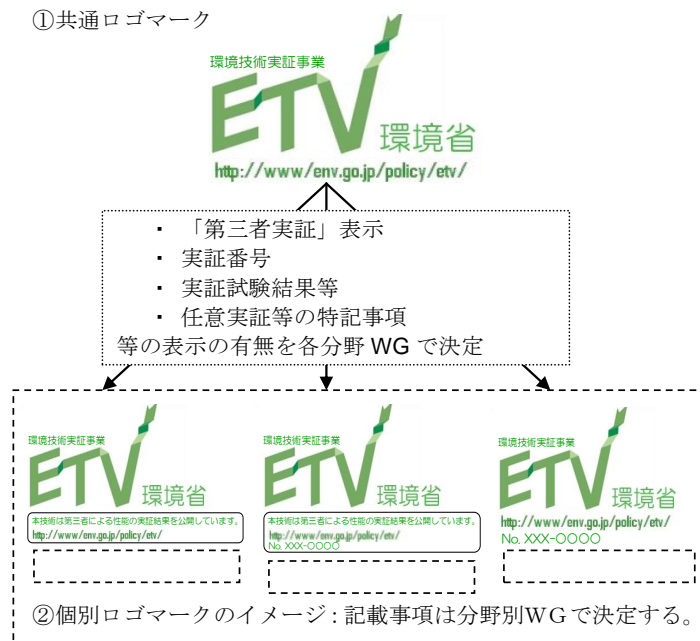
- 平成 22 年度より、全分野共通のロゴマークに加え、対象技術ごとの固有の情報を記載したロゴマーク（「個別ロゴマーク」）を交付できるようになった。本年度は当規定における本技術分野の個別ロゴマークへの記載事項の検討を進める。

第 10 章 ロゴマークの使用

2. ロゴマークの構成

- (1) ロゴマークは、別紙 2 に示すとおり、全技術共通的な情報を盛り込んだもの（以下「共通ロゴマーク」という。）及び共通ロゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したもの（以下「個別ロゴマーク」という。）からなる。
- (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、分野別WGにおいて決定する。

(別紙 2) 環境省環境技術実証事業ロゴマーク



※平成 22 年度環境技術実証事業実施要領より抜粋

2. 他分野における個別ロゴマーク検討結果

- 上記規定を踏まえ、各技術分野にて個別ロゴマークの検討が実施されている。以下に、各技術分野の検討結果の例を示す。

(1) 自然地域トイレし尿処理技術分野



(2) 湖沼等水質浄化技術分野



(3) 閉鎖性海域における水環境改善技術分野



3. 本技術分野におけるロゴマーク検討の論点

(1) ロゴマークの訴求対象及び記載内容

- アンケート結果によると、ロゴマークによるターゲットは主に一般ユーザー（VOC 取り扱い事業所）との意見が得られた。一方で、現状ではロゴマークの認知度が低いため、まずは認知度を高めることが優先であるとの意見が得られた。
- 本技術分野に一定の知見があるユーザーは試験結果報告書を見る可能性が高く、ロゴマークには技術的な内容は不要と思われる。また、一般的なユーザー（事業所や地方公共団体の担当者など測定技術に精通していないユーザー）に理解できない技術的内容は不要と考えられる。
- 一方で、「測定器を必要とする顧客は、目的を達成することが出来るか否かを正しく判断できることを求めている」、という意見もあり、今後は実証技術の用途等ユーザーの機器選択の助けとなる情報を整理することが必要となるのではないか。

(2) ロゴマークの記載内容（現時点案）

- アンケート結果によると、多い順に「実証年度」、「実証番号」、「技術の名称（分野名）」の記載に関する要望が複数得られた。
- 情報過多によるユーザーの混乱を避けるという観点も考慮し、以下のロゴマーク案を現時点の WG 案として提示する。

